

交通災害の救済に

遺児手当支給条例を制定

第二・三回町議会から

昭和五十一年度の第二回定例町議会は三月十二日開会され、五十一年度一般会計予算をはじめ、特別会計予算、交通遺児手当支給条例など議案十七件、陳情三件が上程され三月三十日の最終本会議まで

慎重な審議がおこなわれ、それぞれ原案どおり可決、一部採択されました。
▽昭和五十一年度の固定資産税の納期の特例を定める条例
昭和五十一年度の固定資産税の第一期の納期を五月一日

から五月三十一日までとしたものです。
▽大根占町公民館の設置及び管理に関する条例の制定について
大根占町中央公民館の建設に伴い管理及び使用条件等な

ど必要な事項を定めたものです。
▽大根占町交通遺児手当支給条例の制定について
町民の願いもむなしく、最近の交通事故は上昇のきざしにあります。
今回、交通災害救済の一助として交通遺児に対して県下で始めて本町がさがり、四月一日から次のとおり交通遺児手当を支給するものです。
1. 就学手当 遺児一人につき 月額 二〇〇〇円
2. 入学等祝金 遺児一人につき 入学祝金 遺児一人につき

卒業祝金 遺児一人につき 五〇〇〇円
▽大根占町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
保健指導職員が採用されたのに伴い保健指導手当が新たに加えられたものです。
▽肝属南部地区視聴覚教育協議会の設置に関する協議について
大根占町、田代町、根占町、佐多町が視聴覚教育の事務を共同して管理し執行するものです。
▽大根占町国民健康保険税条例の一部改正について
本紙四月号でもお知らせいたしました国民健康保険税の均等割額現行一九〇〇円を二五〇〇円に、世帯割額現行二五〇〇円を三〇〇〇円に改正を行うものです。
▽固定資産評価審査委員会委員の選任について
固定資産評価委員三人のうち二人の任期満了に伴い、垣内秀雄氏、書川正平氏を選任したものです。
▽大根占町老人医療費助成金支給条例の廃止について
老人医療費助成金支給条例が全て法制化されたために、その関係を削除したものです。
▽佐多街道線道路改良工事請負契約の変更について
工事請負金額四千一百五十万円を三千七百二十八万円に減額変更したものです。
▽土地の取得について
大根占町総合運動公園用地を県開発公社から取得するもので取得価格は取得事務費とも二千四百五十万円



完 成

大根占町中央公民館 —
— 農村勤労福祉センター

▼町民待望の町中央公民館、農村勤労福祉センターがこのほど完成……

▼同公民館、福祉センターは総面積一七五九、八平方メートル（公民館七五〇平方メートル、福祉センター一〇〇九八平方メートル）で七〇〇平方メートルの体育ホールにはバレーコート二面、バドミントンコート三面、バスケットコート一面が設けられており、同ホールの収容人員は、約八〇〇人……
▼また、大会議室のほか研修室、視聴覚研修室、図書室、和室などが設けられております……
▼これで総合運動公園と併行し、町民みなさんの体力づくりや文化活動など広範囲に本町の社会教育におおいに役立つことでしょう……
▼総工費は一億六千九百五十八万八千円、公民館七千五百八十四万円、福祉センター八千二百六十六万円（内雇促進事業負担五千六百五十万円、町負担二千五百六十六万円）舞台吊物装置、照明施設など工事経費が一千一百五十八万円となっています。

(二面六段へつづく)

たばこは町内で買ひましょう
出張やご旅行にも
町内で買って持って
行きましょう

	世帯数	人口		
		総数	男	女
3月1日現在	3,078世帯	10,050人	4,622人	5,428人
自然増減（出生・死亡）	0	1	2	△ 1
社会増減（転入・転出）	△ 14	△174	△ 67	△107
増減総数	△ 14	△173	△ 65	△108
4月1日現在	3,064	9,877	4,557	5,320

11億950万円

8.5パーセント

昭和51年度 予算決まる

一般会計歳入予算

(%)は構成比

区分	51年度予算額	50年度予算額	比較
1. 町税	100,373(9.0)%	93,998(9.1)%	6,385
2. 地方譲与税	16,600(1.5)	7,100(0.7)	9,500
3. 自動車取得税交付金	7,900(0.7)	6,000(0.6)	1,900
4. 地方交付税	455,000(41.0)	492,500(48.2)	△37,500
5. 交通安特金	642(0.1)	537(0.1)	105
6. 分担金	5,362(0.5)	5,428(0.5)	△66
7. 使用料及び手数料	6,109(0.5)	6,048(0.6)	61
8. 国庫支出金	151,619(13.7)	155,830(15.2)	△4,211
9. 県支出金	59,139(5.4)	59,208(5.8)	△69
10. 財産収入	15,845(1.4)	23,000(2.2)	△7,155
11. 寄附金	4,033(0.4)	33(—)	4,000
12. 繰入金	1(—)	1(—)	0
13. 繰越金	7,642(0.7)	7,500(0.7)	142
14. 諸収入	75,735(6.8)	60,027(5.9)	15,708
15. 町債	203,500(18.3)	105,500(10.3)	98,000
歳入合計	1,109,500(100.0)	1,022,700(100.0)	86,800

歳入

一般会計の歳入のうち、町税は一億三千七百三十三万三千円で全体の九パーセント、昨年度と比べて六百三十八万五千円で六・八パーセントの伸びです。また町税、財産収入など町独自で確保できる自主財源は二億四千二百四十二万円で、二・六パーセント、地方交付税、国庫支出金、町債など依存財源が八億六千九百二十五万八千円で七・八・四パーセントとなり中でも地方交付税が歳入の四一・一パーセントで四億五千五百万円を占めており、自主財源を昨年度の当

歳出

一般会計の歳出総額十一億九百五十万円を性質別にみると人件費が三億六千五百七十四万八千円で全体の三十三・一パーセントを占め、ついで建設事業費が三億五千四百五十万二千円で三十二・一パーセント、扶助費、十一・六パーセント

※ 道路交通網等産業基盤の整備、農林水産商工業の振興などを柱に、住民の福祉を確保し明るい町づくりをめざした昭和五十一年度各会計予算が決まりました。
※ このような中で一般会計の予算規模は歳入歳出総額十一億九百五十万円で前年度に比較いたしますと八千六百八十万円の増加となっており、伸び率は八・五パーセントであります。
一般、特別会計のあらましは次のとおりです。

特別会計

国民健康保険事業特別会計
予算については、昨年度より十四・一パーセントの伸びとなつています。

これは、最近の受診率の伸びと、今回改訂された医師の診療費の平均九・一パーセントの値上げ等によるものであり四月一日から値上げされております医療費の内容をみますと初診料が乙表で現行五百円から七百円に、また再診料の乳幼児加算が百二十円から二百円に、時間外加算料三百円が五百円、深夜加算料五百円が三千円に、休日加算料千円が五百円にそれぞれ引上げられています。

入院料については、平均二十パーセント引上げられました。

このような医療費の値上げは、国保財政にとっても大きな影響を受け、療養費等の経費が歳出全体の九二・九パーセントで、二億七千九百九十七万九千円を占めておりますこのように療養費等がふえますと当然それに応じて、みなさんの納める国民健康保険税も値上げされることとなります。

このような莫大な経費の節減をはかるため、お互いが健康に日ごろから注意し、家族ぐるみで病気の早期発見、早期治療につとめ、健康管理につとめたいものです。

水道事業会計予算については、水道事業歳入が一千九百九十七万二千円。水道事業歳出が一千九百六十四万九千円となっております。

(一面六段より)
▽昭和五十一年度一般会計補正予算(第九号)
今回の補正予算は年度末補正のため歳入歳出それぞれ三百九十六万七千円を減額し、歳入歳出総額それぞれ十一億六千七百六十四万四千円となりました。

▽昭和五十一年度大根占町国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)
増額補正で歳入歳出それぞれ三百五十九万四千円が追加され総額それぞれ二億六千七百三十四万六千円となりました。

▽昭和五十一年度大根占町水道事業会計補正予算(第三号)
歳入歳出それぞれ減額補正で、歳入総額二千六百八十九万六千円、歳出総額二千九百二十六万八千円となり、歳入は内部保留金で補てんされることになりました。

▽昭和五十一年度大根占町一般会計補正予算について
▽昭和五十一年度大根占町国民健康保険事業特別会計予算について
▽昭和五十一年度大根占町水道事業会計予算について
以上、昭和五十一年度一般会計予算ならびに特別会計予算については二ページと三ページに掲載。

※採択された陳情

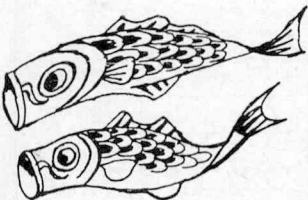
▽防火水槽及び消火栓設備に対する助成方について(松原防火設置委員会委員長宮下和志ほか提出)
消火栓設備に対する助成のみ採択
▽水道施設設置補助に対する

助成方について(神川中原水道組合代表秋元清治提出)
また、四月二十二日第三回臨時議会が招集され議案六件が上程、すべて原案可決されました。

▽大根占町条例の一部改正について
改正のあらましを四ページに掲載。
▽大根占町国民健康保険条例の一部改正について
国民健康保険税の最高課税額(限度額)現行十万円を十三万円に、低所得者に対する減額の対象となる四割軽減現行十三万円が十四万円に改正されたものです。

▽大根占町農村労働福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について
農村労働福祉センターの建設に伴い管理及び使用等など必要な事項を定めたものです。
▽町道の編入について
神川中学校前線が町道に編入されたものです。

▽大根占小学校水泳プール新設工事請負契約の締結について
大根占小学校水泳プール新設工事の請負を矢崎組と締結したもので工事費一千八百二十五万円。



一般会計歳出予算（目的別）

(%)は構成比

区 分	51年度予算額	50年度予算額	比 較
	千円 (%)	千円 (%)	千円
1. 議 会 費	29,568 (2.7)	29,045 (2.8)	523
2. 総 務 費	165,030 (14.9)	160,801 (15.7)	4,229
3. 民 生 費	176,776 (15.9)	163,447 (16.0)	13,329
4. 衛 生 費	55,297 (5.0)	45,813 (4.5)	9,484
5. 労 働 費	24,427 (2.2)	30,500 (3.0)	△ 6,073
6. 農林水産業費	121,045 (10.9)	123,393 (12.1)	△ 2,348
7. 商 工 費	1,895 (0.2)	1,735 (0.2)	160
8. 土 木 費	233,347 (21.0)	214,822 (21.0)	18,525
9. 消 防 費	17,174 (1.6)	18,783 (1.8)	△ 1,609
10. 教 育 費	174,967 (15.8)	142,397 (13.9)	32,570
11. 災害復旧費	246 (-)	390 (-)	△ 144
12. 公 債 費	76,835 (6.9)	61,543 (6.0)	15,292
13. 諸 支 出 金	17,893 (1.6)	10,031 (1.0)	7,862
14. 予 備 費	15,000 (1.3)	20,000 (2.0)	△ 5,000
歳 出 合 計	1,109,500 (100.0)	1,022,700 (100.0)	86,800

一般会計
伸び率

町 税 の 状 況

(%)は構成比

区 分	51年度予算額	50年度予算額	比 較
	千円 (%)	千円 (%)	千円
町 民 税	40,314 (40.1)	42,036 (44.7)	△1,722
固定資産税	33,694 (33.6)	26,672 (28.4)	7,022
軽自動車税	4,322 (4.3)	3,148 (3.3)	1,174
市町村たばこ 消費 税	17,400 (17.3)	16,510 (17.6)	890
電 気 税	3,500 (3.5)	4,500 (4.8)	△1,000
鉱 産 税	1 (-)	2 (-)	△ 1
木材引取税	71 (0.1)	49 (0.1)	22
特別土地 保有 税	1,071 (1.1)	1,071 (1.1)	0
計	100,373 (100.0)	93,988 (100.0)	6,385

国民健康保険事業歳入歳出予算

(歳 入)

(%)は構成比

区 分	51年度予算額	50年度予算額	比 較
	千円 (%)	千円 (%)	千円
1. 国民健康保険税	72,300 (24.0)	65,357 (24.8)	6,943
2. 使用料及び手数料	13 (-)	15 (-)	△ 2
3. 国庫支出金	217,196 (72.1)	191,037 (72.4)	26,159
4. 財産収入	944 (0.3)	1,105 (0.4)	△ 111
5. 繰 入 金	1,500 (0.5)	0	1,500
6. 繰 越 金	7,120 (2.4)	4,696 (1.8)	2,424
7. 諸 収 入	2,023 (0.7)	1,524 (0.6)	499
歳 入 合 計	301,146 (100.0)	263,734 (100.0)	37,412

(歳 出)

(%)は構成比

区 分	51年度予算額	50年度予算額	比 較
	千円 (%)	千円 (%)	千円
1. 総 務 費	14,003 (4.6)	13,968 (5.3)	35
2. 保険給付費	279,979 (93.0)	246,033 (93.3)	33,946
3. 保険施設費	4,005 (1.3)	329 (0.1)	3,676
4. 基金積立金	979 (0.3)	1,086 (0.4)	△ 107
5. 公 債 費	149 (0.1)	287 (0.1)	△ 138
6. 諸 支 出 金	31 (-)	31 (-)	0
7. 予 備 費	2,000 (0.7)	2,000 (0.8)	0
歳 出 合 計	301,146 (100.0)	263,734 (100.0)	37,412

主な事業のあらまし

(千円)

(千円)

公有林整備事業…	14,827	県営基幹農道坂ノ上線	
町交通安全対策…	2,056	負担金 …	2,813
敬老 金…	3,083	農道改良舗装及び補修…	4,500
老人医療費及び重度心 身障害者医療費 ……	33,748	松くい虫駆除事業…	2,409
保育園措置費…	31,538	林道開設費…	18,900
児童手当…	35,640	(一般林道フノキ線、県単林道笹原 線)	
ごみ、し尿処理負担金 ……	19,143	町道維持補修…	5,031
失業対策事業…	16,580	道路新設改良…	105,235
水田航空防除…	3,712	港湾建設…	13,020
農業近代化・農業振興 資金利子補給 …	4,525	都市計画街路事業…	59,236
特産物生産団地 育成事業…	9,870	墓園造成…	11,200
団体営農道舗装事業 (白水線) …	10,000	消防施設…	9,868
県単土地改良事業 (池山線・宇都線) …	8,000	小・中学校教育振興…	10,185
県営シラス対策事業負 担金(池田地区農道・ 北山地区水路) ……	4,281	小・中学校建物管理…	2,335
社会体育振興補助…	2,046	小学校学校建設…	21,553
		(大小プール・池小用務員室)	
		中学校学校建設…	2,005
		(神中通学用自転車置場新設、宿中 便所新築)	
		公民館建設費…	13,162
		給食補助及び施設…	4,151
		総合運動公園建設事業…	23,275
		幼稚園就園奨励補助…	3,370

町民こそって参加しましょう!!

昭和51年度 大根占町振興大会

と き 5月24日

ところ 勤労福祉センター

個人均等割

二百円が七百元に

町税条例の改正

▽町民税と県民税

町民税については、これまで

の個人の均等割の税率二〇〇円が七〇〇円に改正、これは昭和二十六年以降長年にわたって据え置かれておりましたが、今日の物価水準の上昇に伴い今回税率をみなおす必要から改正されたものです。

なお低所得者層の負担の軽減を図るため所得九万円以下

▽固定資産税

本年度は三年に一回実施されます土地の評価替えが行われ土地の評価額がある程度上昇しております。

宅地の固定資産税について

部落で農道づくり

桜原

桜原部落では、基幹農道の完成と桜原から移住した日を記念し四月二十四日横尾峠で多数の来賓を迎え部落民総出で「

双子塚線農道改良工事竣工式及び移住記念祝賀会」が行なわれました。これは、つめの用ダイコンの収穫乾燥時期に霜の被害を避けるため同部落の南側約三十ヘクタールの畑地をぐるりと取りまく幅二メートルの農道を幅四・五メートルに拡張総延長は約二千五百メートル、各戸から一人ずつ出で労力奉仕、畑地等無償提供するなど部落民一体となり農道づくりを始め、この程立派な農道を完成させたことと、又大正三年一月十二日の桜島大爆発により同年四月移住したことを記念して行なわれたものです。



農道づくりに奉仕の部落民

は評価替えに伴う税負担の調整を図るため上昇率に応じて定められた負担調整率を前年度の税額に乗じて求めた額とされ、昭和五十年一月二日以降の地目変更、用途変更等をのぞき前年度税額より三十パーセントを超えない額とされました。

関する諸経済指標が全て二倍以上上昇していることに伴い前年度税額の二十パーセントを超えない範囲で計算された税額とされました。

軽自動車 軽自動車の価格の上昇、道路維持管理費の増大等により昭和四十年以降据え置かれていた税率が約三十パーセント引き上げられたもので改正後の税率は次のとおりです。

区分	年 税 額	
	改正前	改正後
原動機付自転車	総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの 50 cc	500 円 650 円
	総排気量が0.05リットルをこえるもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの 90 cc	800 円 1,000 円
	総排気量が0.09リットルをこえるもの又は定格出力が0.8キロワット以下のもの 125 cc	1,000 円 1,300 円
軽自動車等	二輪のもの（側車付のものを含む） 250 cc	1,500 円 2,000 円
	三輪のもの	2,000 円 2,600 円
	四輪のもの	乗用車 4,500 円 5,200 円
		営業用 5,200 円 5,900 円
	四輪以上の貨物車	乗用車 2,500 円 2,900 円
		営業用 2,900 円 3,300 円
自動車	農耕作業用自動車（耕転機） その他のもの（ホークリフト） 1,500 cc 以下	1,000 円 1,300 円
	二輪の小型自動車（250 cc 以上）	3,000 円 3,900 円

神中に『せんだんの木』

鳥浜の岩元定行さん

鳥浜の岩元定行さんは、四月二十四日神川中学校に「せんだんの木」三本を寄贈し、自ら植樹され同校の生徒はもちろん関係者にも大変よろこばれています。

同校庭は校区民はもとより町・郡のソフトボール、庭球、バレーボール大会など社会体育に大いに使用されていますが、これまで選手や観客の木かげとなっていました。大松は松くい虫などにより次々と枯れ、木かげがなく、選手や、おおくの観客は真夏など炎天

下には照らされておりました。これを見た岩元さんが貴重な一日をさきブルや人夫を動員し、午前中に山から木出し午後には植えつけと自発的に奉仕されたものです。

時あたかも同校では「創立三十周年の記念樹」となり大変感謝されており、この三本の「せんだんの木」が大きく枝葉を繁らせた暁は涼しい木かげが広々とされ、炎天下に同校庭を使用される皆さんを喜ばせることでしょう。

戸籍シリーズ

婚姻について

No. 8

婚姻の実質的要件 前月号で婚姻成立の条件として(1)当事者間に婚姻について合意があること (2)婚姻適令であること (3)重婚でないこと (4)夫婦の制度をとつておらず一人の男が二人や三人の女と同時に婚姻することはできません。又一人の女が二人や三人の男と同時に婚姻することもできないことになっております。

然しながら戦後の例外として夫が戦死の公報をうけて、妻が再婚したところ、夫が無事復員した場合などがあり戸籍上重婚になった例も数多くありましたがそれはそれぞれの措置をして一夫一婦の戸籍に正しく整えることになっております。

このように財産がいくらか多くても二号さんや三号さんを自分の妻として自分の戸籍に一緒に入れることは到底できないことであり妻の座が如何に厳然たるかよくお分りのことと思ひます。夫婦仲よく生涯同じ戸籍に留まれますよう希うものであります。

(4)女は離婚してから六カ月たないと再婚はできません。日本の憲法は男女平等を原則としておりますが女の再婚については前の夫と離婚後六カ月たなければ再婚できないことになっております。

男は離婚を出してすぐ婚姻届を他の女と出しますと夫婦になれますが女はしばらくの間は再婚できません。

この待婚期間は男女平等の見地から考え、女にだけ貞節を押しつける理由はなくあくまでも父不明の子の出生をなくするために設けてあるわけですから、婚姻の条件(5)(6)は次号に掲載いたします。

又外国の例ではオランダやポルトガルのように男にも待婚期間を設けている国もあるようです。

然し直前の夫と再婚する場合などはこの待婚期間はあきません。

昭和五十一年度

本町、農作業標準賃金決まる

昭和51年度農作業標準賃金 (単位円)

区 分	金 額	
	男	女
農 作 業 全 般 (1日8時間労働)	早期並びに普通	2,800
	二期	2,000
	水田裏作	5,500
	早期並びに普通	5,500
	二期	5,000
	水田裏作	7,000
動力耕種請負(10a当り)	区画整理地区外	6,000
	区画整理地区内	5,500
畑	たばこ	4,000
	一般	2,800
ビニール被覆	掘り	2,500
	苗取りを含む	8,000
人 力	苗取りなし	5,500
	区画整理地区外	4,000
田植機	区画整理地区内	3,000
	区画整理地区外	5,500
動力稲刈請負 (10アール当り)	区画整理地区内	4,500
	区画整理地区外	350
脱穀請負(稲)	区 1 俵 当り	350
馬 れ い し ょ 等	区 1 俵 当り	3,500

県優良少年・少女団体に
寺前子ども会

寺前松原子ども会（会長小牟田正昭・会員二十八人）が県優良少年少女団体として、八月二十五日表彰されたことがこのほど県教育委員会より発表された。

これは、すぐれた活動を続けている地域子ども会・スポーツ少年団・その他の少年団体の中から県教委が書類審査と実態調査を経て表彰するもので、少年団体表彰の中では最も権威の高いもので、寺前子ども会は、昭和二十六年親子会として発足、昭和四十八年に子ども会に移行、その後郷土芸能の「木やり」「銭太鼓」の保存会として地区子ども会（鹿屋市）で発表したので、交通安全標識の設置、研修活動や綱引き、大牟田神社鳥居引き等の伝統行事への参加、海岸清掃や話し合い活動の実施、父母を中心とした育成会活動の充実などが高く認められたものです。

なお、今回は昨年度の塩屋子ども会に続いての受賞であり、今後の寺前松原子ども会の一層の活躍を期待したいものです。

公民館だより

中央公民館、福祉センターの
使用は教育委員会へ

町民の学習や集会の場として、体力づくりや文化活動の拠点として開放されます中央公民館、福祉センターを使用される場合は次のことに注意してください。

◇使用予定三日前までに中央公民館窓口で使用申請をすること。

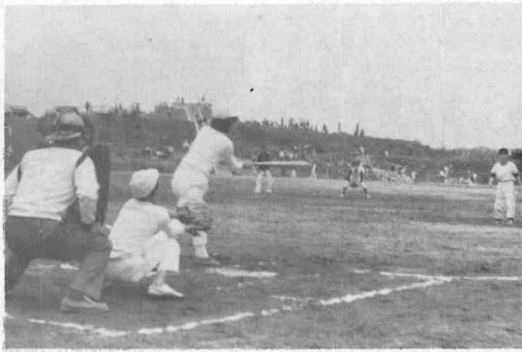
（緊急な場合当日（電話）申し込みも認めますが先着優先となります。）

（町民の場合、使用料は原

半ヶ石初優勝

川南A三回目

第四回町子連ソフト大会



白熱した試合の一コマから

恒例の町内子ども会ソフトボール大会が五月五日子どもの日に総合運動公園で行われ、各チームとも熱戦をくりひろげ、Aパートで半ヶ石子ども会、Bパートで川南A子ども会が三回目の優勝。

これは町子ども連絡協議会が子どもの日を楽しく有意義にすごそうと毎年五月五日に開催しており今年で四回日。

当日は好天に恵まれ参加チームも昨年の二十九チームから三十一

町青年団長に
山中徹さん

本町の青年団は目覚ましい活躍を展開していますが、本年度の町、校区役員の顔ぶれがこのほど出揃いました。

昭和五十一年度は統一地方選挙におけるポスターの共同掲示板の設置、明正選挙の啓発活動、結婚教室や青年学級の開設、花いっぱい運動等の地域奉仕活動、郡青年体育大会優勝、郡一周青年駅伝大会三位入賞、機関誌の発行など、充実した活動を展開しましたが、昭和五十一年度も新しい役員のもとすばらしい活動がくり広げられることを期待したいものです。

体育指導委員に
毛下、池水両氏

昭和五十一年度の町体育指導委員（定数五人）が決まりました。体育指導委員の任務は本町社会体育振興のため、住民に対しスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導助言を行うことです。

本町では特に、体協の理事社会体育諸行事の調整、体協専門部への指導、助言、各種競技の技術指導、その他社会教育行政に対する諮問等幅広い活動を展開しています。

▽町青年団役員
団 長 山中 徹
副団長 有村 逸雄
副団長 西田 千鶴代
書記会計 梶原 寿子

▽文化部長 小吉 昭弘
▽副文化部長 岩崎 昭子
▽体育部長 城之下 哲郎
▽副体育部長 宿利原 義秀
▽産業部長 桑原 義人
▽生活部長 木下 秋範
▽生活改善部長 毛下 和子
▽同副部長 小川 正次
▽監事（笹原 修、福岡 正次）

▽城元校区役員
団 長 城之下 哲郎
副団長 中迫 栄子
副団長 新原 博子
副団長 市来 東諭
副団長 北山 博崇

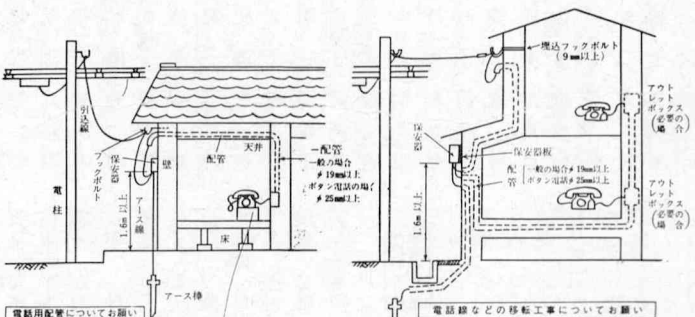
▽山之口校区役員
団 長 迫 清隆
副団長 大迫 政治

▽神川校区役員
団 長 有村 逸雄
副団長 永田 幹郎

▽宿利原校区役員
団 長 石 節男
副団長 鎌ヶ迫 正実
副団長 宿利原 正子

▽池田校区役員
団 長 馬 込 守
副団長 毛下 修子
副団長 毛下 和子

建ってからは遅すぎる………
電話の配管



1. 配管は、電柱側に取り付ける。
2. 配管内にリード線を必要に応じて入れておく。
3. 曲り配管の曲り半径は配管径の6倍以上とする。
4. 1区間の曲り箇所は3ヶ所以内で曲り角度の合計は180°以内とする。
5. 電話機引込口と電柱引込口は、60cm以上離すこと。
6. 1区間の配管の長さは、20m以内とする。
- 不明な点は電話2-0411（業務課）2-0414（施設課）へ
大根占電報電話局

麓で五十年間という長い間産婆を開業しておられた故山元ハナさんの長男で現在鹿児島市に在住の山元忠さんから町民のみなさん方に次のような投稿がありましたのでお知らせいたします。

大根占町の皆様いかがお過ごしでしょうか。お伺いいたします。

さて、母故山元ハナは三月十七日九十四才の天寿を全うしました。ここに生前皆様に可愛いがっていただきました数々の思い出、やさしくしていただきまたした御心情的な御多幸を切にお祈りいたします。

年十月には県民表彰をはじめ、県の社会福祉協議会からも表彰を受け誠にありがたい母で身にあまる光栄に感激しいつも感謝しております。

これは大根占町の皆さんあつての結果でございます。

町の皆さん本当にありがとうございます。

心から御礼申し上げます。

母が生前機会があれば大根占の皆さんにお礼を申し上げたいといつも申しておりましたので投書させていただきます。

大根占町の発展と皆様の御多幸を切にお祈りいたします。

い活動を展開しています。

▽委員は次のとおり
赤石明夫（神川郵便局・鳥
浜 田中緑郎（電報電話局・

麓）有川明宏（印刷業・旭町）
毛下清徳（商業・川南）池水
哲郎（大根占小教員・麓）

お知らせ

老人医療費受給者証の更新

六月一日から六月二十日
六月は老人医療費受給者証
の更新時期です。

これは「老人医療費受給者
証更新申請書」を町役場福祉
係に提出し、引き続き老人医
療費の支給対象となる人は、
新しい「老人医療費受給者
証」の交付を受けることにな
ります。

もし、この手続きをされな
いと、老人医療費を受ける資
格はあっても、七日以降の老
人医療費が支給されないこと
もありますので必ず更新の
手続きをしましょう。

なお、くわしくは町役場福
祉係まで問い合せてください。

交通事故の

無料相談

鹿屋財務事務所設けられ
ている県交通事故相談所鹿屋
支所では次の日程により午後
二時から無料で交通事故での
賠償責任、賠償額、示談、調
停、訴訟等について相談に応
じております。

なお相談される方は、その
前日までに申込んでください。
相談日は次のとおり

五月 三十一日
六月 八日 二十八日
七月 六日 二十七日
八月 二日 二十四日
九月 二日 二十七日
(十月以降は未定)

定額貯金の

利息が有利に

(郵便局)

昭和四十九年九月二十三日
以前にお預けの定額貯金の利
息が有利になる手続きを取扱
っています。

この取扱かい(替の手続)

期間は昭和五十二年一月十三
日までとなっております。

お済みでない方は早めに定
額貯金証書を郵便局の窓口
にお持ちになり手続きをして
ください。

なお、郵便局舎が左図の場
所に鉄筋二階建の局舎を新築
五月十日から移転し新局舎で
事務を取扱っています。



税だより

▼マイホームと税金

土地や建物を取得しますと
県には「不動産取得税」を、
法務局で登記したときには「
登録免許税」を納めなければ
なりません。

ところで、住宅
を新築したり、新
築住宅を購入した
人は一定の要件に
あてはまると、所
得税額から最高三
万円づつ三年間「
住宅取得控除」が受けられる
ことになっています。

くわしいことは税務署にお
気軽にご相談ください。
電話 ○九九四(四)三二二八

善意

の話題

▼町社協へ

(香典返しとして)

水口 敏吉(スミ子) 瀬戸山
竹之内栄蔵(トミ) 城ヶ崎
中島ミサエ(末夫) 山之口
桜原の宮下和志さんは端午の
節句祝金の一部を、瀬戸山の
落司孝さんから米寿の祝金の
一部をそれぞれ御寄附くださ
いました。

▼すずしろの里へ

木原の大西幸夫さんから 金一封
鳥井戸一区の吉元美水さんか
ら 金一封
指宿市の本金サチ子さんから 金一封
木場の前原京子さんから イチゴ
鳥浜の岩元定夫さんから
お茶 甘しょ
麓の浜田マツエさんから
バナナ・スイカ
田代町花ノ木の中原繁夫さん
から みかん
東串良町の中野繁さんから
カボチャ

▼錦江園へ

垂水市のヤクルト販売所から
神之浜二区の河野ウメさんから ジョア
ら タマゴ
神之浜二区の峯崎シズさんか
ら タマゴ
山之口の岩下ヤヨイさんから
ヤクルト

▼広報紙の謝礼

町広報紙の送付謝礼として
次の方々から金一封いただき
ありがとうございました。
厚く御礼申し上げます。
福岡県在住の中野健一さんか
ら
大阪府在住の野間ヤエキクさ
んから

※チリはところかまわず捨てないこと!!

※チリはきまいった収集日の朝出ししましょう!!

戸籍に関する情報は
ホームページ上では
掲載していません